

雇用仲介事業等の在り方に関する検討会資料
ドイツにおける職業紹介

2015年11月25日(水)

皆川宏之(千葉大学法政経学部)

1 事業区分およびその規制の方法

(1) 職業紹介 (Arbeitsvermittlung)

- 職業紹介事業に許可 (Erlaubnis) は必要とされない。
- 民間職業紹介事業を行うには、一般的な営業法 (Gewerbeordnung: GewO) に基づく必要事項の届出を管轄官庁である雇用エージェンシーに届け出ることである (GewO14 条1項1文, 同8項5号)。
- ドイツの労働市場では、職業紹介事業の担い手として複数のアクターが関与 (Christian Scheller, Arbeitsvermittlung, Profiling und Matching, in: Egle/Nagy (Hrsg.) : Arbeitsmarktintegration, 2005, S. 259 ff.)。
 - 公的制度
 - ◇ 連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur für Arbeit) および下部機関としての雇用エージェンシー (Agentur für Arbeit) による公的職業紹介。雇用エージェンシーの運営は失業保険の財源から行われ、無料の職業紹介が行われる。
 - ◇ 自治体により運営される職業紹介制度
 - 公的制度的ために活動する民間のアクター
 - ◇ 連邦雇用エージェンシーによる委託を受けた第三者としての職業紹介事業者 (後述)
 - ◇ 連邦雇用エージェンシーの委託による人材サービスエージェンシー (後述)
 - 公益目的の制度
 - ◇ 商工会議所, 職業団体等による紹介事業
 - ◇ 教会その他, 公益団体による紹介事業
 - 営利目的の職業紹介事業者
 - ◇ 民間職業紹介事業者
 - ◇ 人材紹介会社ほか
- 職業紹介者と求職者との間の職業紹介契約について、社会法典 (Sozialgesetzbuch: SGB) による規制がある (SGB III 296 条)。従前は、一部の例外を除き、紹介者は使用者のみから報酬を得ることができるものとされていたことから、2002年の法改正により転換。職業紹介契約は、特に後述の紹介バウチャーを利用するときに意義を持つ。
 - 職業紹介者に求職者への職場の仲介を義務づける契約は、書面による形式を要す

る。この契約では、特に紹介者の報酬が提示されることを要する。仲介の給付には、仲介の準備および実施に必要なすべての給付、とりわけ、求職者の知識を確認し、仲介に係わる職業相談が含まれる。紹介者は求職者に契約内容を書面で提示しなければならない（SGB III 296 条 1 項）。

- 求職者は、紹介者による仲介により労働契約が成立した場合に限り、報酬を支払うことを義務とする。紹介者は、報酬の前払いを要求または受領してはならない（SGB III 296 条 2 項）。
- 報酬は、原則として、法定の売上税を含めて 2000 ユーロを超えてはならない（SGB III 296 条 3 項）。

(2) 労働者派遣（Arbeitnehmerüberlassung）

- 許可制
 - 事業として行われる労働者派遣（gewerbmäßige Arbeitnehmerüberlassung）は、官庁による許可を必要とする（労働者派遣法（Arbeitnehmerüberlassungsgesetz:AÜG）1 条 1 文，2 条）。
 - 連邦労働社会省が、許可その他、労働者派遣事業の実施についての監督権限を有する（AÜG17 条）。
- 建設業における労働者派遣は原則禁止される（AÜG1b 条）。

(2') 労働者派遣と職業紹介

- ドイツには日本法における「労働者供給」の概念はなく、労働者派遣の法的性格は職業紹介との比較で問題とされた。
- 1972 年 8 月 7 日の労働者派遣法制定により、同法 1 条 1 項で、派遣元（Verleiher）が使用者として派遣労働者（Leiharbeitnehmer）と労働関係にあることを定めたことで、職業紹介との区別が明確となる。
- 職業紹介のメルクマールは、紹介者の活動が、雇用ないし職業訓練を求める者を使用者と、雇用関係ないし職業訓練関係の成立に向けて結び付けることに向けられることとされる（Brand/Brand, SGB III, 6. Aufl., § 35 Rn. 6）。紹介者と求職者等との間には、職業紹介契約は成立するが、労働関係は成立しない。

(3) 労働者の委託募集，募集情報提供

- 特に規制はなし。

2 規制の歴史

(1) 職業紹介

- ドイツにおける職業紹介事業に対する法規制は 1910 年に始まり、第一次世界大戦後の大量失業による労働市場の混乱を経て、1927 年の職業紹介・失業保険法（Gesetz über

Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung: AVAVG) によって公的職業紹介制度が統一的に整備され、同法により 1935 年に民間職業紹介が禁止されることで、職業紹介独占が形成される。

- 第二次世界大戦後、ILO88 号条約の批准などを根拠に、連邦雇用庁 (Bundesanstalt für Arbeit) による紹介事業の独占が維持され、雇用局 (Arbeitsamt) を通じた職業紹介のみが行われる。職業紹介の国家独占は、連邦憲法裁判所による 1967 年 4 月 4 日判決 (BVerfG 4.4.1967 – 1 BvR 126/65, BVerfGE 21. 245) により、職業の自由を保障する基本法 12 条 1 項に違反しないと判断されていた。AVAVG を引き継ぎ 1969 年に制定された雇用促進法 (Arbeitsförderungsgesetz: AFG) は、一部の例外 (芸術家の分野、管理職の紹介) を除き職業紹介の国家独占を引き継ぐ (AFG4 条)。
- 政府が設置した規制緩和委員会による民間職業紹介事業を許容すべきとする提言、および、職業紹介独占が当時の欧州経済共同体設立条約に抵触すると欧州裁判所による 1991 年 4 月 23 日判決を受け、1994 年 1 月 1 日施行の改正雇用促進法により、職業紹介が一部緩和された後、さらに同法の改正により 1994 年 8 月 1 日に、営利を目的とする民間職業紹介が許可制により許容された。雇用促進法は 1998 年 1 月 1 日より社会法典 3 編に組み入れられている。
- 2002 年 3 月 28 日の社会法典 (3 編) の改正により、連邦雇用庁による民間職業紹介の許可制は全面的に廃止されている。

(2) ハルツ改革による労働市場政策と職業紹介

- シュレーダー政権のもとでの「ハルツ改革」(2002 年～) : ペーター・ハルツ氏 (VW 社の元人事担当取締役) を委員長とするハルツ委員会 (労働市場における現代的サービス委員会) による提言を受け、労働市場に関連する一連の立法措置が行われ、特に失業者に対する労働市場への統合を目的とした積極的労働市場政策と、失業者に対する給付の見直しが行われる。
- ハルツ第 I 法 (2002 年 12 月 23 日) : 失業中の求職者に対する基礎保障の実施機関としてジョブセンター (Jobcenter) を設置。人材サービスエージェンシー (Personalserviceagentur: PSA) に失業者を登録し、ジョブセンターと連携しながらの紹介予定派遣業務の斡旋を行う。
- ハルツ第 III 法 (2003 年 12 月 23 日) : それまでの連邦雇用庁 (Bundesanstalt für Arbeit) を独立公法人である連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur für Arbeit) へ、雇用局 (Arbeitsamt) を雇用エージェンシー (Agentur für Arbeit) へと改編を行う。連邦雇用エージェンシーの運営にあたって、公労使の三者構成による経営委員会 (Verwaltungsrat) からの監督を受け、目標設定と達成評価などを通じた業務管理が行われている。

3 公的機関と民間職業紹介事業者の協働による半公的職業紹介の展開

- 1998 年に施行された社会法典 3 編旧 37 条では、職業紹介の民営化拡大の施策の一つ

として、特に失業者の労働市場への統合支援に焦点を当て、公的機関である雇用エージェンシーが第三者（民間職業紹介事業者）の紹介サービスを利用できる制度が設けられ、2002年に第三者に職業紹介の全過程を委託することが可能とされるようになった。第三者委託に関する規定は、2009年の法改正により、現在は社会法典3編45条に規定されている。

- 2002年のハルツ第I法では、連邦雇用エージェンシーの委託により失業者を対象としたPSAによる紹介予定派遣が実施されている。
- 2002年4月より、紹介バウチャー（Vermittlungsgutschein）が導入されている。当初、期限付きの施策であったが、2012年より「活性化・紹介バウチャー（Aktivierungs- und Vermittlungsgutschein）」となり、2013年1月から恒久的な措置と位置づけられている（SGB III 45条）。
 - 雇用エージェンシーから発行されるバウチャーを持つ求職者は、バウチャーを利用可能な民間職業紹介事業者の中から自ら紹介事業者を選択し、職業紹介契約により職場の仲介を受けることができる。
 - 失業状態にあり失業手当Iを受給している者で、3か月の期間内に6週間失業した後、なお職業紹介を受けていない者は、活性化・紹介バウチャーの請求権を有する（SGB III 45条7項）。
 - （長期失業中の失業手当II受給者を含む）その他の求職者は、雇用エージェンシーの裁量により、バウチャーを受けることができる（SGB III 45条4項）。
 - バウチャーにより紹介事業者を支払われうる報酬は、原則2000ユーロ（長期失業者や障害者の場合には2500ユーロまで）であり、成功報酬として、紹介により成立した社会保険義務のある雇用が6週間継続した場合に1000ユーロ、さらに6か月継続した場合に残りの1000ユーロが紹介事業者を支払われる（SGB III 45条6項）。